



# 広島県報

号 外  
第 67 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理同文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 目 次

公安委員会規則	一
広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	一
交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び	一
所管区等に関する規則の一部を改正する規則	一
警察職員の見当の配分に関する規則の一部を改正する規	一
則	一
地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規	一
則の一部を改正する規則	一
(以上県法規管載)	二
公安委員会告示	三
昭和四十二年広島県公安委員会告示第十四号(警察に	三
おいて身体を拘束されている者の食料に関する経費)の	三
一部を改正する告示	三
(県法規管載)	三
警察本部告示	三
口頭による開示請求を行うことができる個人情報	三
(県法規管載)	三
パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発	四
給に係る手数料徴収及び収納事務の委託の告示	四
原付講習に係る講習手数料徴収事務の委託の告示	四
初心運転者講習に係る通知手数料徴収事務の委託の告示	四
高齢者講習に係る講習手数料徴収事務の委託の告示	五
違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料徴収事務の	五
委託の告示	五
チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習(簡易)に係る	七

銃器手数料徴収事務の委託の告示

## 公安委員会規則

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 4 月 1 日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第 4 号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「4 課」を「3 課」に改め、「銃器薬物対策課」を削る。

第 3 条の 3 中「6 課」を「8 課」に、「捜査第四課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第 14 条第 1 号中「銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に規定する事務で県警察の所掌に属するものに関する(警備課の所掌に属するものを除く。)

第 14 条第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「暴走族・少年犯罪対策課」を「少年対策課及び薬物銃器対策課」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 15 号を同条第 18 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(17) 狩猟関係事犯の取締りに関すること。  
第 14 条中第 14 号を第 16 号とし、第 6 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 3 号を加える。

(5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)その他動植物の保護に係る法令違反の取締りに関すること。

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)に関する(薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。)

(7) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による火薬類の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。  
第14条の2を削る。  
第18条中第9号から第11号までを削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。第18条の7を第18条の9とし、第18条の6を第18条の8とし、同条の前に次の1条を加える。

（薬物銃器対策課の分掌事務）

第18条の7 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 薬物及び銃器対策に関すること。
- (2) 覚せい剤関係事犯及び麻薬関係事犯の取締りに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、習慣性のある薬物に係る保健衛生関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

第18条の5第2号を次のように改め、同条を第18条の6とする。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第18条の4の次に次の1条を加える。

（組織犯罪対策課の分掌事務）

第18条の5 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪対策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 組織犯罪に係る情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定による暴力団の指定に関すること。
- (4) 組織犯罪の取締りに関すること（部内の他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 国際的な犯罪の捜査に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 国際捜査共助に関すること。
- (7) 通訳及び翻訳に関すること。

第19条の2第5号中「道路法」の次に「昭和27年法律第180号」を加える。

第22条の2第1号中「(西瀬戸尾道インターチェンジから生口島北インターチェンジまでの間に限る。)」を削る。

第34条の3第2項を次のように改める。

2 運転免許センター長には、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は事務吏員をもつて充てる。  
第35条の2の次に次の1条を加える。

（人材育成指導官）

第35条の3 警務部に人材育成指導官を置く。

2 人材育成指導官には、警視の階級にある警察官をもつて充てる。

3 人材育成指導官は、上司の命を受け、人材育成に関する事務を掌理する。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第5号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則

の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県可部警察署の款可部交番の項中「亀山一丁目～三丁目」を削り、同款虹山交番の項中「亀山四丁目」を「亀山一丁目」に改める。

別表3 警察官駐在所の部広島県警察署の款安浦警察官駐在所の項中「呉市安浦町中央五丁目」を「呉市安浦町中央四丁目」に、「安浦町中央一丁目～六丁目」を「安浦町中央一丁目～八丁目」に改め、「安浦町内海南一丁目～六丁目」の次に「安浦町三津ロー一丁目～六丁目」を加え、「(水尻、日之浦、高須)」を削り、同款三津口警察官駐在所の項を削り、同部広島県三次警察署の款板木警察官駐在所の項中「板木警察官駐在所」を「三和警察官駐在所」に、「三次市三和町羽出庭」を「三次市三和町上板木」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月1日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第6号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和35年広島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。  
別表（第2条関係）

区分	警察官					警察官以外の職員	合計	
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査			
警察本部	92	156	481	355	375	1,459	343	1,802
警察署	57	169	974	1,149	1,174	3,523	193	3,716
計	149	325	1,455	1,504	1,549	4,982	536	5,518

附則  
この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年4月1日

広島県公安委員会  
委員長 宮地 治 夫

広島県公安委員会規則第7号

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則の一部を改正する規則

地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則（平成15年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の地域安全推進指導員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条第2項中「再任されることができない」を「2回に限り再任されることができ」に改める。

附則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会告示

広島県公安委員会告示第25号

昭和42年広島県公安委員会告示第24号（警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年4月1日

広島県公安委員会

委員長 宮地 治 夫

本文中「日額1,180円（朝食393円、昼食393円及び夕食394円）」を「日額1,179円（朝食393円、昼食393円及び夕食393円）」に改める。

## 警察本部告示

広島県警察本部告示第2号

広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第10条第2項の規定によって、口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報を次のように定める。

平成18年4月1日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

試験等の名称	開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所	口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報の項目	
				取得	提供
広島県警察音楽隊カントリーパート採用試験	第一次試験又は第二次試験の不合格者及び二次試験の総合得点及び順位	第一次試験又は第二次試験の合格発表日から1か月間	警察情報公開センター	取得	提供
警備員指導教育責任者講習	得点	合格発表日から1か月間	生活環境課	取得	提供
機械警備業務管理者講習	得点	合格発表日から1か月間	生活環境課	取得	提供
猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会	得点	合格発表日から1か月間	生活環境課	取得	提供

広島県警察本部告示第3号  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・メーカー作動及びパーキング・チャット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

- 平成18年4月1日  
広島県警察本部長 片岡義篤
- 1 受託者  
(1) 名称 財団法人広島県交通安全協会  
(2) 住所 広島市中区八丁堀4番24号
- 2 委託期間  
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

広島県警察本部告示第4号  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、原付講習に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成18年4月1日  
広島県警察本部長 片岡義篤

名	委託者	所在地	委託期間
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀4番24号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目1番50号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
株式会社呉自動車学校	呉市広駅前二丁目2番33号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目3番20号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目9番1号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目6番17号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷺部四丁目3番23号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
有限会社カルチャーライフ	安芸郡海田町蟹原一丁目4番73号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	

株式会社三和自動車学校	呉市広古新開二丁目12番1号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社フアイス	広島市安佐南区伴西一丁目1番1号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
熊野自動車学校有限公司	安芸郡熊野町大字平谷654番地の1	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区航越南四丁目8番30号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社テックノ自動車学校	安芸郡熊野町5640番地の1	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
有限会社高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社三次インター自動車学校	三次市東酒屋町545番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
有限会社広島県府中自動車学校	府中市土生町1488番地の1	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御園字6180番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目1番10号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社東洋ドライビングスクール	福山市北本庄四丁目6番1号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地1	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社備南自動車学校	福山市南今津町153番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社産田川ドライビングスクール	福山市御幸町森脇250番地	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
株式会社フタ八自動車学校	福山市瀬戸町大字長和910番地の1	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで
和泉鋼材株式会社	尾道市正徳町25番15号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで

道祖園株式会社	安芸郡海田町東昭和町 6 番 13 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社世羅自動車教習所	世羅郡世羅町大字本郷 715 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社上下自動車教習所	府中市上下町深江 1033 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社東城自動車教習所	庄原市東城町戸字 588 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社庄原自動車教習所	庄原市三日市町 19 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
佐古田 邦章	安芸高田市吉田町国司 501 番地の 10	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社ハッピー	東広島市黒瀬町津江 608 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社くすの木台自動車教習所	広島市安佐北区安佐町大字くすの木 台 603 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで

広島県警察本部告示第 5 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、初心運転者講習に係る通知手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成 18 年 4 月 1 日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

委託名称	所在地	委託期間
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀 4 番 24 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区船越南四丁目 8 番 30 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社呉自動車学校	呉市広駅前二丁目 2 番 33 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目 3 番 20 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御園字 6180 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで

株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目 9 番 1 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
有限会社カルチャーイフ	安芸郡海田町蟹原一丁目 4 番 73 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
熊野自動車学校有限公司	安芸郡熊野町大字平谷 654 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町 30 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 10 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社東洋ドライビングスクール	福山市北本庄四丁目 6 番 1 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町 8893 番地 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町 3815 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社芦田川ドライビングスクール	福山市御幸町森脇 250 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目 1 番 50 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目 6 番 17 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷺部四丁目 3 番 23 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目 10 番 17 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目 34 番 23 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
株式会社アプイヌ	広島市安佐南区伴西一丁目 1 番 1 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで

広島県警察本部告示第 6 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、高齢者講習に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成 18 年 4 月 1 日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

委託者	所在地	委託期間
委託者 財団法人広島県交通安全協会	所在地 広島市中区八丁堀 4 番 24 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 高島産業株式会社広島支社	所在地 広島市南区宇品東三丁目 1 番 50 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社呉自動車学校	所在地 呉市広駅前二丁目 2 番 33 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社早稲田自動車学園	所在地 広島市西区井口一丁目 3 番 20 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社竹原自動車学校	所在地 竹原市中央四丁目 9 番 1 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社可部自動車学校	所在地 広島市安佐北区可部南一丁目 6 番 17 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社江田島自動車学校	所在地 江田島市江田島町鷺部四丁目 3 番 23 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 有限会社カルチヤライフ	所在地 安芸郡海田町蟹原一丁目 4 番 73 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社広自センター	所在地 広島市西区観音新町二丁目 10 番 17 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社三和自動車学校	所在地 呉市広古新開二丁目 12 番 1 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 中国開発株式会社	所在地 広島市西区庚午南二丁目 34 番 23 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社アノイヌ	所在地 広島市安佐南区伴西一丁目 1 番 1 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 熊野自動車学校有限公司	所在地 安芸郡熊野町大字平谷 654 番地の 1	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社ロイヤルコーポレーショ ン	所在地 広島市安芸区船越南四丁目 8 番 30 号	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社広島モータースクール	所在地 広島市西区山田町 30 番地	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 株式会社テクノ自動車学校	所在地 安芸郡熊野町 5640 番地の 1	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
委託者 有限会社高陽自動車学校	所在地 広島市安佐北区上深川町 125 番地	委託期間 平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで

株式会社三次インター自動車学校	三次市東酒屋町 545 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社広島県府中自動車学校	府中市土生町 1488 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御園字 6180 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 10 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社東洋ドライビングスク ール	福山市北本庄四丁目 6 番 1 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町 8893 番地 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社備南自動車学校	福山市南今津町 153 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町 3815 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市御幸町森脇 250 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社芦田川ドライビングスク ール	福山市瀬戸町大字長和 910 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
株式会社ツタ八自動車学校	尾道市正徳町 25 番 15 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
和泉鋼材株式会社	安芸郡海田町東昭和町 6 番 13 号	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
道祖園株式会社	世羅郡世羅町大字本郷 715 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社世羅自動車教習所	府中市上下町深江 1033 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社上下自動車教習所	庄原市東城町戸字 588 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社東城自動車教習所	庄原市三日市町 19 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社庄原自動車教習所	安芸高田市吉田町国司 501 番地の 10	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
佐古田 邦章	東広島市黒瀬町津江 608 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社ハッピー	広島市安佐北区安佐町大字くすの木 台 603 番地の 1	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日まで
有限会社くすの木台自動車教習所		

広島県警察本部告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成18年4月1日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

委 託 称	所 在 地	委 託 期 間
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀4番24号	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで

広島県警察本部告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易）に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成18年4月1日

広島県警察本部長 片岡 義 篤

委 託 称	所 在 地	委 託 期 間
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀4番24号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目1番50号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目3番20号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目9番1号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目6番17号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷺部四丁目3番23号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
有限会社カルチヤーツライフ	安芸郡海田町蟹原一丁目4番73号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで

株式会社三和自動車学校	呉市広古新開二丁目12番1号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社アニス	広島市安佐南区伴西一丁目1番1号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区船越南四丁目8番30号	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社テックノ自動車学校	安芸郡熊野町5640番地の1	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
有限会社高陽自動車学校	広島市安佐北上深川町125番地	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
有限会社広島県府中自動車学校	府中市土生町1488番地の1	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御園宇6180番地	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	平成18年4月1日から 平成20年3月31日まで